

2月1日現在の
会員数 392

日本政策金融公庫
融資利率
・基準利率 1.81~2.4%
(担保不要融資分)
・マル経貸付 1.11%
(H30.2.9 現在)

猪名川町商工会
IT情報誌

Bnet

第201号:2018/2/13
発行責任者 安井 一弘

2
February

TEL:766-3012 FAX:766-4531

Mail:inagawa@wit.ocn.ne.jp

平成30年分以降の配偶者控除及び配偶者特別控除の取り扱いについて

平成29年度の税制改正により、配偶者控除及び配偶者特別控除の取扱いが変更されました。該当される方は1月以降の毎月(日)の源泉徴収のしかたが変わりますのでご注意ください。

◎配偶者控除及び配偶者特別控除の控除額の改正

①配偶者控除の控除額が改正されたほか、給与所得者の合計所得金額が1,000万を超える場合には、配偶者控除の適用を受けることができないこととされました
(改正前:給与所得者の合計所得金額の制限無)

②配偶者特別控除の控除額が改正されたほか、対象となる配偶者の合計所得金額が38万円超123万円以下とされました(改正前:38万円超76万円未満)

その他詳細に関しては国税庁のホームページ内で

[配偶者控除及び配偶者特別控除の見直しについて](#) 検索

労災保険加入について

労働者(アルバイト含む)を一人でも雇用していれば、事業主は加入手続を行わなければなりません。

労災保険とは労働者が業務中や通勤途上で事故にあった場合に、必要な保険給付を受けられる制度です。労災保険料は、例えば飲食店だと労働者の給料の3.5/1000、美容業だと3/1000が事業者の負担となります。

(例)飲食店で月額給料50,000円の従業員に対しては、月額175円の事業所負担となります。
労災保険の内容や負担等についてのお問い合わせは商工会までご相談ください。

農商わくわくミーティングについて

町内の商業者と生産者が集まり、情報交換を行う「いながわ農商わくわくミーティング」。

4回目となる次回は3月14日(水)18時から開催で只今準備を進めております。

今回は観光ビジネス総研代表で、中小機構近畿プロジェクトマネージャーの刀根浩志氏を講師にお招きし、「地域資源」「観光」をテーマに新サービスや新商品の開発などに関するお話を伺う予定です。お申込・詳細は後日配信予定の商工会情報配信メールおよび次月会報にてご確認お願いいたします。

商工会から情報配信用メールアドレスご登録のお願い

みなさまの経営に役立つ情報をメール配信いたします！
是非、メールアドレスのご登録よろしくお願ひいたします。

<内容>

- ・商工会や他の支援機関が開催するセミナー、商談会の案内
- ・県等の経営支援施策の案内

※配信は業種別につき不定期です。<https://goo.gl/forms/n9MQIPM7s0qvDi9D2>

メールアドレス登録
専用ページのQRコード

